

令和6年6月18日
福祉部福祉課

江東区生業資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について

1. 江東区生業資金貸付金について

一般金融機関から融資を受けることの困難な区民に対し、独立の生計を立てるために必要な生業資金を貸し付けることを目的に、昭和29年6月、江東区生業資金貸付条例が施行された。

平成18年3月、本条例は廃止されたが、貸付総件数2,719件、貸付総額1,197,890千円で、令和6年3月末現在の滞納件数は13件、滞納金額は7,511千円となっている。

2. 弁護士事務所への委託について

平成27年4月1日より施行された江東区私債権の管理に関する条例に基づき、滞納案件について適切な処理を実施するため、強制執行等を含めた回収業務及び滞納整理業務について、専門性のある弁護士事務所への委託を実施した。

委託案件（36件）についての進捗状況（令和6年3月31日現在）

完納案件	:	9件	分納合意案件	:	19件
債権放棄案件	:	7件	その他継続案件	:	1件

3. 返還請求に関する民事訴訟の提起について

(1) 訴訟提起予定債権（1件）

借受人は令和3年11月に死亡しており、借受人の相続人に督促・催告は届いているが、連絡がないものである。

借受人	相続人	貸付金額	訴訟物の価額	貸付開始日	貸付終了日	返還開始日	最終返還期日	最終納付日
死亡	生存	1,500,000円	1,266,250円	H11.6.30	H16.12.29	H12.1.29	H16.12.29	R3.10.15

(2) 訴訟提起を行うメリット

- ① 消滅時効の完成を中断できる。
- ② 和解となって、返還に至る可能性がある。
- ③ 経済状況等が明らかとなることにより、免除等の措置がとれる可能性がある。

(3) 議案可決成立後のスケジュール

- 7月 1日以降
- ①訴状作成 訴え提起 訴状送達
 - ②口頭弁論（訴状送達時に期日を指定。通常指定日は約1ヶ月後）
 - ③和解・判決言渡（債務名義取得）